議案第７号

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和５年２月２２日提出

秦野市長　高　橋　昌　和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

(1)　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請手数料について、住宅部分の誘導仕様基準に対応する区分を設けること。

(2)　低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料について、住宅部分の申請単位の見直しその他の所要の整備を行うこと。

秦野市条例第　　号

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成１２年秦野市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１第７項第１号イ及び同項第３号中「並びに次項第１号イ及び第３号イ（イ）」を削り、同表第８項第１号ア（ア）中「４，９００円」を「４，７００円」に改め、同号ア（イ）中「の住宅部分（人の居住用の用途として使用する建築物の部分をいう。以下この項及び第１０項において同じ。）」及び「（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）」を削り、「申請戸数（共同住宅等に係る計画について、同時に認定申請をした住戸の数をいう。以下この項において同じ。）」を「建築物の床面積」に改め、同号ア（イ）ａ中「申請戸数が１戸」を「床面積の合計が３００平方メートル未満」に、「４，９００円」を「９，４００円」に改め、同号ア（イ）ｂ中「申請戸数が２戸以上５戸以下」を「床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満」に、「９，６００円」を「２０，０００円」に改め、同号ア（イ）ｃ中「申請戸数が６戸以上１０戸以下」を「床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満」に、「１６，０００円」を「４５，０００円」に改め、同号ア（イ）ｄ中「申請戸数が１１戸以上２５戸以下」を「床面積の合計が５，０００平方メートル以上」に、「２７，０００円」を「８１，０００円」に改め、同号ア（イ）ｅからｉまでを削り、同号ア（ウ）中「（同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。）」を削り、同号ア（ウ）ａ及びｂを次のように改める。

ａ　共同住宅等の部分　建築物の共同住宅等の部分の床面積について、（イ）ａからｄまでの区分に応じ、それぞれに定める額

ｂ　非住宅部分（建築物の住宅部分（人の居住用の用途として使用する建築物の部分をいう。第１０項において同じ。）以外の部分をいう。以下この項及び第１０項において同じ。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき９，４００円

(b)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メート

ル未満のとき。　１件につき１６，０００円

(c)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２７，０００円

(d)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき８０，０００円

(e)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１３０，０００円

(f)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１６０，０００円

(g)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき２００，０００円

別表第１第８項第１号ア（ウ）ｃを削り、同号イ中「に消費税等相当額を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額」を削り、（ア）から（ウ）までを次のように改める。

(ｱ)　一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この項及び第１０項において「基準省令」という。）第１０条第２号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）のとき。　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

ａ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき。　１件につき３４，０００円

ｂ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき。　１件につき３８，０００円

(ｲ)　一戸建ての住宅（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）のとき。　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

ａ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき。　１件につき１７，０００円

ｂ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき。　１件につき１９，０００円

(ｳ)　共同住宅等（基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）のとき。　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

ａ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき６９，０００円

ｂ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１２０，０００円

ｃ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２００，０００円

ｄ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき２８０，０００円

別表第１第８項第１号イに次のように加える。

(ｴ)　共同住宅等（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）のとき。　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

ａ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき３３，０００円

ｂ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき５７，０００円

ｃ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１００，０００円

ｄ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき１６０，０００円

(ｵ)　１の建築物のとき。　次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

ａ　共同住宅等の部分（基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）　建築物の共同住宅等の部分の床面積について、（ウ）ａからｄまでの区分に応じ、それぞれに定める額

ｂ　共同住宅等の部分（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）　建築物の共同住宅等の部分の床面積について、（エ）ａからｄまでの区分に応じ、それぞれに定める額

ｃ　非住宅部分（基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき２３０，０００円

(b)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２９０，０００円

(c)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき３７０，０００円

(d)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき５３０，０００円

(e)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき。　１件につき６５０，０００円

(f)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき７７０，０００円

(g)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき８７０，０００円

d　非住宅部分（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき８７，０００円

(b)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１１０，０００円

(c)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１５０，０００円

(d)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２４０，０００円

(e)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき。　１件につき３１０，０００円

(f)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき３７０，０００円

(g)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき４４０，０００円

別表第１第８項第３号ア中「住宅部分、共用部分」を「部分」に、「次に定める額」を「第１号ア又はイに該当する場合においては、同号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（この場合においては、同号ア又はイ中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）」に改め、（ア）

及び（イ）を削り、同号イ（イ）中「に消費税等相当額を加えて得た額と同号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に２分の１を乗じて得た額とを合計した額」を削り、同表第１０項第１号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下この項において「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同号ア（ア）中「建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下この項において同じ。」を削り、同号イ（ア）中「次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積」を「建築物の非住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（オ）ｃ（ａ）から（ｇ）まで」に改め、ａからｇまでを削り、同号イ（イ）中「次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積」を「建築物の非住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（オ）ｄ（ａ）から（ｇ）まで」に改め、ａからｇまでを削り、同項第３号ア（イ）中「イ（イ）」を「イ（ウ）」に改め、同号ア（イ）ａ中「次に掲げる建築物の住宅部分の床面積」を「建築物の住宅部分の床面積について、第８項第１号ア（イ）ａからｄまで」に改め、（ａ）から（ｄ）までを削り、同号ア（イ）ｂ中「次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積」を「建築物の非住宅部分の床面積について、第８項第１号ア（ウ）ｂ（ａ）から（ｇ）まで」に改め、（ａ）から（ｇ）までを削り、同号ア（ウ）中「イ（ウ）」を「イ（エ）」に改め、同号ア（ウ）ｂ中「又は（イ）」を「、（イ）又は（ウ）」に改め、同号イ（ア）中「基準省令第１０条第２号イ及びロ」を「基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）」に、「次に掲げる建築物の床面積」を「建築物の床面積について、第８項第１号イ（ア）ａ又はｂ」に改め、ａ及びｂを削り、同号イ（ウ）ａ及びｂ中「又は（イ）」を「、（イ）又は（ウ）」に改め、同号イ中（ウ）を（エ）とし、同号イ（イ）ａ中「基準省令第１０条第２号イ及びロ」を「基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）」に、「次に掲げる建築物の住宅部分の床面積」を「建築物の住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（ウ）ａからｄまで」に改め、（ａ）から（ｄ）までを削り、同号イ（イ）ｃ中「次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積」を「建築物の非住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（オ）ｄ（ａ）から（ｇ）まで」に改め、（ａ）から（ｇ）までを削り、同号イ（イ）ｃを同号イ（イ）ｄとし、同号イ（イ）ｂ中「次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積」を「建築物の非住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（オ）ｃ（ａ）から（ｇ）まで」に改め、（ａ）から（ｇ）までを削り、同号イ（イ）中ｂをｃとし、ａの次に次のように加える。

ｂ　住宅部分（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）　建築物の住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（エ）ａからｄまでの区分に応じ、それぞれに定める額

別表第１第１０項第３号イ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

(ｲ)　一戸建ての住宅（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）のとき。　建築物の床面積について、第８項第１号イ（イ）ａ又はｂの区分に応じ、それぞれに定める額

別表第１第１０項第７号イ（イ）中「基準省令第１条第１項第２号イ（２）（ｉ）」を「基準省令第１条第１項第２号イ（２）」に、「次に掲げる建築物の床面積」を「建築物の床面積について、第８項第１号イ（イ）ａ又はｂ」に改め、ａ及びｂを削り、同号イ（ウ）ａ中「第３号イ（イ）ａ」を「第３号イ（ウ）ａ」に改め、同号イ（ウ）ｂ中「次に掲げる建築物の住宅部分の床面積」を「建築物の住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（エ）ａからｄまで」に改め、（ａ）から（ｄ）までを削り、同号イ（ウ）ｃ中「第３号イ（イ）ｂ」を「第３号イ（ウ）ｃ」に改め、同号イ（ウ）ｄ中「第３号イ（イ）ｃ」を「第３号イ（ウ）ｄ」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第７号　秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
別表第１（第２条関係） １－６　（略） ７　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料 (1)　長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第６条第２項の規定による申出をしない場合）　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア　（略） イ　ア以外の場合　建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。第６号イにおいて同じ。）を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額 (ｱ)－(ｯ)　（略） (2)　（略） (3)　長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第８条第２項において準用する長期優良住宅法第６条	別表第１（第２条関係） １－６　（略） ７　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料 (1)　長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第６条第２項の規定による申出をしない場合）　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア　（略） イ　ア以外の場合　建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。第６号イ<u>並びに次項第１号イ及び第３号イ（イ）</u>において同じ。）を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額 (ｱ)－(ｯ)　（略） (2)　（略） (3)　長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第８条第２項において準用する長期優良住宅法第６条

第２項の規定による申出をしない場合）　第１号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同号イに該当し、評価機関の審査を必要としない場合においては、同号イ中「次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。第６号イにおいて同じ。）を加えて得た額」を「次に掲げる額」と読み替えて算出した額。次号において同じ。）に２分の１を乗じて得た額

(4)－(9)　（略）

８　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下この項において「低炭素法」という。）関係手数料

(1)　低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（低炭素法第５４条第２項の規定による申出をしない場合）　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　低炭素法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号。第１０項において「建築物省エネ法」という。）第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第１０項第３号ア及び第７号アにおいて「判定機関」という。）

第２項の規定による申出をしない場合）　第１号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同号イに該当し、評価機関の審査を必要としない場合においては、同号イ中「次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。第６号イ<u>並びに次項第１号イ及び第３号イ（イ）</u>において同じ。）を加えて得た額」を「次に掲げる額」と読み替えて算出した額。次号において同じ。）に２分の１を乗じて得た額

(4)－(9)　（略）

８　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下この項において「低炭素法」という。）関係手数料

(1)　低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（低炭素法第５４条第２項の規定による申出をしない場合）　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　低炭素法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号。第１０項において「建築物省エネ法」という。）第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第１０項第３号ア及び第７号アにおいて「判定機関」という。）

又は評価機関による審査を受けた場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　一戸建ての住宅（人の居住用以外の用途として使用する部分を有しないものに限る。以下この項及び第１０項において同じ。）のとき。　１件につき４，７００円

(ｲ)　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）のとき。　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき９，４００円

b　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２０，０００円

c　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき４５，０００円

d　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のと

又は評価機関による審査を受けた場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　一戸建ての住宅（人の居住用以外の用途として使用する部分を有しないものに限る。以下この項及び第１０項において同じ。）のとき。　１件につき４，９００円

(ｲ)　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）の住宅部分（人の居住用の用途として使用する建築物の部分をいう。以下この項及び第１０項において同じ。）のとき（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）。　次に掲げる申請戸数（共同住宅等に係る計画について、同時に認定申請をした住戸の数をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める額

a　申請戸数が１戸のとき。　１件につき４，９００円

b　申請戸数が２戸以上５戸以下のとき。　１件につき９，６００円

c　申請戸数が６戸以上１０戸以下のとき。　１件につき１６，０００円

d　申請戸数が１１戸以上２５戸以下のとき。　１件に

き。　１件につき８１，０００円

(ｳ)　１の建築物のとき。　次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

ａ　共同住宅等の部分　建築物の共同住宅等の部分の床面積について、（イ）ａからｄまでの区分に応じ、それぞれに定める額

つき２７，０００円

ｅ　申請戸数が２６戸以上５０戸以下のとき。　１件につき４５，０００円

ｆ　申請戸数が５１戸以上１００戸以下のとき。　１件につき８１，０００円

ｇ　申請戸数が１０１戸以上２００戸以下のとき。　１件につき１３０，０００円

ｈ　申請戸数が２０１戸以上３００戸以下のとき。　１件につき１６０，０００円

ｉ　申請戸数が３０１戸以上のとき。　１件につき１７０，０００円

(ｳ)　１の建築物（同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。）のとき。　次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

ａ　共同住宅等の住宅部分　次に掲げる住戸の総戸数の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)　総戸数が１戸のとき。　１件につき４，９００円

(b)　総戸数が２戸以上５戸以下のとき。　１件につき９，６００円

(c)　総戸数が６戸以上１０戸以下のとき。　１件につき１６，０００円

b　非住宅部分（建築物の住宅部分（人の居住用の用途として使用する建築物の部分をいう。第１０項において同じ。）以外の部分をいう。以下この項及び第１０項において同じ。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき９，４００円

(b)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１６，０００円

(d)　総戸数が１１戸以上２５戸以下のとき。　１件につき２７，０００円

(e)　総戸数が２６戸以上５０戸以下のとき。　１件につき４５，０００円

(f)　総戸数が５１戸以上１００戸以下のとき。　１件につき８１，０００円

(g)　総戸数が１０１戸以上２００戸以下のとき。　１件につき１３０，０００円

(h)　総戸数が２０１戸以上３００戸以下のとき。　１件につき１６０，０００円

(i)　総戸数が３０１戸以上のとき。　１件につき１７０，０００円

b　共用部分（共同住宅等の住宅部分以外の部分をいう。以下この項において同じ。）　次に掲げる建築物の共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)　床面積の合計が３００平方メートル以下のとき。　１件につき９，６００円

(b)　床面積の合計が３００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以下のとき。　１件につき２７，０００円

(c)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２７，０００円

(d)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき８０，０００円

(e)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１３０，０００円

(f)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１６０，０００円

(g)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき２００，０００円

(c)　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以下のとき。　１件につき８１，０００円

(d)　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以下のとき。　１件につき１３０，０００円

(e)　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以下のとき。　１件につき１６０，０００円

(f)　床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるとき。　１件につき２００，０００円

c　非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項において同じ。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)　床面積の合計が３００平方メートル以下のとき。　１件につき９，６００円

(b)　床面積の合計が３００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以下のとき。　１件につき

イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この項及び第１０項において「基準省令」という。）第１０条第２号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）のとき。　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

ａ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき。　２７，０００円

(c)　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以下のとき。　１件につき８１，０００円

(d)　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以下のとき。　１件につき１３０，０００円

(e)　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以下のとき。　１件につき１６０，０００円

(f)　床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるとき。　１件につき２００，０００円

イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に消費税等相当額を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額

(ｱ)　一戸建ての住宅のとき。　１件につき２９，１００円

１件につき３４，０００円

ｂ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき。　１件につき３８，０００円

(ｲ)　一戸建ての住宅（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）のとき。　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

ａ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき。　１件につき１７，０００円

ｂ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき。　１件につき１９，０００円

(ｲ)　共同住宅等の住宅部分のとき（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）。　次に掲げる申請戸数の区分に応じ、それぞれに定める額

ａ　申請戸数が１戸のとき。　１件につき２９，１００円

ｂ　申請戸数が２戸以上５戸以下のとき。　１件につき５９，４００円

ｃ　申請戸数が６戸以上１０戸以下のとき。　１件につき８１，０００円

ｄ　申請戸数が１１戸以上２５戸以下のとき。　１件につき１１３，０００円

ｅ　申請戸数が２６戸以上５０戸以下のとき。　１件につき１５５，０００円

ｆ　申請戸数が５１戸以上１００戸以下のとき。　１件につき１９９，０００円

ｇ　申請戸数が１０１戸以上２００戸以下のとき。　１件につき２５０，０００円

ｈ　申請戸数が２０１戸以上３００戸以下のとき。　１

(ｳ)　共同住宅等（基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）のとき。　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

ａ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき６９，０００円

ｂ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１２０，０００円

ｃ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２００，０００円

ｄ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき２８０，０００円

件につき３４０，０００円

ｉ　申請戸数が３０１戸以上のとき。　１件につき４２０，０００円

(ｳ)　１の建築物（同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。）のとき。　次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

ａ　共同住宅等の住宅部分　次に掲げる住戸の総戸数の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)　総戸数が１戸のとき。　１件につき２９，１００円

(b)　総戸数が２戸以上５戸以下のとき。　１件につき５９，４００円

(c)　総戸数が６戸以上１０戸以下のとき。　１件につき８１，０００円

(d)　総戸数が１１戸以上２５戸以下のとき。　１件につき１１３，０００円

(e)　総戸数が２６戸以上５０戸以下のとき。　１件につき１５５，０００円

(f)　総戸数が５１戸以上１００戸以下のとき。　１件につき１９９，０００円

(g)　総戸数が１０１戸以上２００戸以下のとき。　１件につき２５０，０００円

(h)　総戸数が２０１戸以上３００戸以下のとき。　１件につき３４０，０００円

(i)　総戸数が３０１戸以上のとき。　１件につき４２０，０００円

ｂ　共用部分　次に掲げる建築物の共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)　床面積の合計が３００平方メートル以下のとき。　１件につき１００，４００円

(b)　床面積の合計が３００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以下のとき。　１件につき１５３，０００円

(c)　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以下のとき。　１件につき１９９，０００円

(d)　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以下のとき。　１件につき２３０，０００円

(e)　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以下のとき。　１件につき２７０，０００円

(f)　床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるとき。　１件につき３００，０００円

(ｴ)　共同住宅等（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）のとき。　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

ａ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。

ｃ　非住宅部分　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)　床面積の合計が３００平方メートル以下のとき。　１件につき２３０，４００円

(b)　床面積の合計が３００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以下のとき。　１件につき３５３，０００円

(c)　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以下のとき。　１件につき４６９，０００円

(d)　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以下のとき。　１件につき５４０，０００円

(e)　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え、２５，０００平方メートル以下のとき。　１件につき６３０，０００円

(f)　床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるとき。　１件につき７００，０００円

１件につき３３，０００円

ｂ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき５７，０００円

ｃ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１００，０００円

ｄ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき１６０，０００円

(ｵ)　１の建築物のとき。　次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

ａ　共同住宅等の部分（基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）　建築物の共同住宅等の部分の床面積について、（ウ）ａからｄまでの区分に応じ、それぞれに定める額

ｂ　共同住宅等の部分（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）　建築物の共同住宅等の部分の床面積について、（エ）ａからｄまでの区分に応じ、それぞれに定める額

ｃ　非住宅部分（基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに

定める額

(a)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき２３０，０００円

(b)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２９０，０００円

(c)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき３７０，０００円

(d)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき５３０，０００円

(e)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき。　１件につき６５０，０００円

(f)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき７７０，０００円

(g)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき８７０，０００円

ｄ　非住宅部分（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）　次に掲げる建

築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (a)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき８７，０００円 (b)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１１０，０００円 (c)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１５０，０００円 (d)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２４０，０００円 (e)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき。　１件につき３１０，０００円 (f)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき３７０，０００円 (g)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき４４０，０００円	
(2)　（略）	(2)　（略）

(3)　低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（低炭素法第５５条第２項において準用する低炭素法第５４条第２項の規定による申出をしない場合）　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額	(3)　低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（低炭素法第５５条第２項において準用する低炭素法第５４条第２項の規定による申出をしない場合）　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額
ア　新たに共同住宅等の部分又は非住宅部分を追加する場合　変更認定申請に係るものについて、第１号ア又はイに該当する場合においては、同号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（この場合においては、同号ア又はイ中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）	ア　新たに共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分を追加する場合　変更認定申請に係るものについて、次に定める額 (ｱ)　第１号アに該当する場合においては、同号ア（ウ）に掲げる額（この場合においては、同号ア（ウ）中「総戸数」を「追加する戸数」と、「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額） (ｲ)　第１号イに該当する場合においては、同号ア（ウ）に掲げる額と同号イ（ウ）に掲げる額とを合計した額（この場合においては、これらの規定中「総戸数」を「追加する戸数」と、「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）
イ　ア以外の場合　変更認定申請に係るものについて、次に定める額	イ　ア以外の場合　変更認定申請に係るものについて、次に定める額
(ｱ)　（略）	(ｱ)　（略）

(ｲ)　第１号イに該当する場合においては、同号イに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に２分の１を乗じて得た額（同号イ（ウ）に該当する場合においては、既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）	(ｲ)　第１号イに該当する場合においては、同号イに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に２分の１を乗じて得た額に消費税等相当額を加えて得た額と同号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に２分の１を乗じて得た額とを合計した額（同号イ（ウ）に該当する場合においては、既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）
(4)　（略）	(4)　（略）
９　（略）	９　（略）
１０　建築物省エネ法関係手数料	１０　建築物省エネ法関係手数料
(1)　建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	(1)　建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
ア　工場等（基準省令第１０条第１号に規定する工場等をいう。）の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	ア　工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下この項において「基準省令」という。）第１０条第１号に規定する工場等をいう。）の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
(ｱ)　非住宅部分（基準省令第１条第１項第１号イの規定に係るものに限る。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額	(ｱ)　非住宅部分（建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下この項において同じ。基準省令第１条第１項第１号イの規定に係るものに限る。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
ａ－ｇ　（略）	ａ－ｇ　（略）

(ｲ)　（略） イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (ｱ)　非住宅部分（基準省令第１条第１項第１号イの規定に係るものに限る。）　建築物の非住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（オ）ｃ（ａ）から（ｇ）までの区分に応じ、それぞれに定める額	(ｲ)　（略） イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (ｱ)　非住宅部分（基準省令第１条第１項第１号イの規定に係るものに限る。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ａ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき２３０，０００円 ｂ　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２９０，０００円 ｃ　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき３７０，０００円 ｄ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき５３０，０００円 ｅ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき。　１件につき６５０，０００円 ｆ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上

	２５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき７７０，０００円 g　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき８７０，０００円
(ｲ)　非住宅部分（基準省令第１条第１項第１号ロの規定に係るものに限る。）　建築物の非住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（オ）ｄ（ａ）から（ｇ）までの区分に応じ、それぞれに定める額	(ｲ)　非住宅部分（基準省令第１条第１項第１号ロの規定に係るものに限る。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 a　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき８７，０００円 b　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１１０，０００円 c　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１５０，０００円 d　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２４０，０００円 e　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき。　１件につき３１０，０００円

(2)　（略）

(3)　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第３５条第２項の規定による申出をしない場合）　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　建築物省エネ法第３５条第１項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　（略）

(ｲ)　１の建築物（一戸建ての住宅を除き、同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。イ（ウ）及び第７号イ（ウ）において同じ。）のとき。　次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

ａ　住宅部分　建築物の住宅部分の床面積について、第８項第１号ア（イ）ａからｄまでの区分に応じ、それ

ｆ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき３７０，０００円

ｇ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき４４０，０００円

(2)　（略）

(3)　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第３５条第２項の規定による申出をしない場合）　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　建築物省エネ法第３５条第１項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　（略）

(ｲ)　１の建築物（一戸建ての住宅を除き、同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。イ（イ）及び第７号イ（ウ）において同じ。）のとき。　次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

ａ　住宅部分　次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

ぞれに定める額	(a)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき９，４００円 (b)　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２０，０００円 (c)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき４５，０００円 (d)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき８１，０００円
ｂ　非住宅部分　建築物の非住宅部分の床面積について、第８項第１号ア（ウ）ｂ（ａ）から（ｇ）までの区分に応じ、それぞれに定める額	ｂ　非住宅部分　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (a)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき９，４００円 (b)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１６，０００円 (c)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２７，０００円

(ｳ)　２以上の建築物のとき（建築物省エネ法第３４条第３項に規定する他の建築物を含む場合をいう。イ（エ）において同じ。）。　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ａ　（略）

ｂ　他の建築物（ｃに掲げるものを除く。）　イ（ア）、（イ）又は（ウ）の規定の例により算定した額

ｃ　（略）

イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　一戸建ての住宅（基準省令第１０条第２号イ（１）及

(d)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき８０，０００円

(e)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１３０，０００円

(f)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１６０，０００円

(g)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき２００，０００円

(ｳ)　２以上の建築物のとき（建築物省エネ法第３４条第３項に規定する他の建築物を含む場合をいう。イ（ウ）において同じ。）。　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ａ　（略）

ｂ　他の建築物（ｃに掲げるものを除く。）　イ（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額

ｃ　（略）

イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　一戸建ての住宅（基準省令第１０条第２号イ及びロの

びロ（１）の規定に係るものに限る。）のとき。　建築物の床面積について、第８項第１号イ（ア）ａ又はｂの区分に応じ、それぞれに定める額

(ｲ)　一戸建ての住宅（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）のとき。　建築物の床面積について、第８項第１号イ（イ）ａ又はｂの区分に応じ、それぞれに定める額

(ｳ)　１の建築物のとき。　次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

ａ　住宅部分（基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）　建築物の住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（ウ）ａからｄまでの区分に応じ、それぞれに定める額

規定に係るものに限る。）のとき。　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

ａ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき。　１件につき３４，０００円

ｂ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき。　１件につき３８，０００円

(ｲ)　１の建築物のとき。　次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

ａ　住宅部分（基準省令第１０条第２号イ及びロの規定に係るものに限る。）　次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき６９，０００円

(b)　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１２０，０００円

b　住宅部分（基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）　建築物の住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（エ）ａからｄまでの区分に応じ、それぞれに定める額

c　非住宅部分（基準省令第１条第１号ただし書若しくは基準省令第１０条第１号ただし書又は同号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）　建築物の非住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（オ）ｃ（ａ）から（ｇ）までの区分に応じ、それぞれに定める額

(c)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２００，０００円

(d)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき２８０，０００円

b　非住宅部分（基準省令第１条第１号ただし書若しくは基準省令第１０条第１号ただし書又は同号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき２３０，０００円

(b)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２９０，０００円

(c)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき

	３７０，０００円 (d)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき５３０，０００円 (e)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき。　１件につき６５０，０００円 (f)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき７７０，０００円 (g)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき８７０，０００円
d　非住宅部分（基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）　建築物の非住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（オ）ｄ（ａ）から（ｇ）までの区分に応じ、それぞれに定める額	c　非住宅部分（基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）の規定に係るものに限る。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (a)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき８７，０００円 (b)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１１０，０００円

	(c)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１５０，０００円 (d)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき２４０，０００円 (e)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき。　１件につき３１０，０００円 (f)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき３７０，０００円 (g)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき４４０，０００円
(ｴ)　２以上の建築物のとき。　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 a　申請に係る建築物　（ア）、（イ）又は（ウ）の規定の例により算定した額 b　他の建築物（ｃに掲げるものを除く。）　（ア）、（イ）又は（ウ）の規定の例により算定した額 c　（略）	(ｳ)　２以上の建築物のとき。　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 a　申請に係る建築物　（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額 b　他の建築物（ｃに掲げるものを除く。）　（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額 c　（略）
(4)－(6)　（略）	(4)－(6)　（略）

(7)　建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　（略）

イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　（略）

(ｲ)　一戸建ての住宅（基準省令第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）又は同号イ（３）及びロ（３）の規定に係るものに限る。）のとき。　建築物の床面積について、第８項第１号イ（イ）ａ又はｂの区分に応じ、それぞれに定める額

(ｳ)　１の建築物のとき。　次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

ａ　住宅部分（基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）　第３号イ（ウ）ａに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ｂ　住宅部分（基準省令第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）又は同号イ（３）及びロ（３）の規定に係

(7)　建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　（略）

イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　（略）

(ｲ)　一戸建ての住宅（基準省令第１条第１項第２号イ（２）（ｉ）及びロ（２）又は同号イ（３）及びロ（３）の規定に係るものに限る。）のとき。　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

ａ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき。　１件につき１７，０００円

ｂ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき。　１件につき１９，０００円

(ｳ)　１の建築物のとき。　次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

ａ　住宅部分（基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（１）の規定に係るものに限る。）　第３号イ（イ）ａに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ｂ　住宅部分（基準省令第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）又は同号イ（３）及びロ（３）の規定に係

るものに限る。）　建築物の住宅部分の床面積について、第８項第１号イ（エ）ａからｄまでの区分に応じ、それぞれに定める額	るものに限る。）　次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (a)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき。　１件につき３３，０００円 (b)　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき。　１件につき５７，０００円 (c)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき。　１件につき１００，０００円 (d)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき。　１件につき１６０，０００円
ｃ　非住宅部分（又は基準省令第１０条第１号ただし書の規定に係るものに限る。）　第３号イ（ウ）ｃに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	ｃ　非住宅部分（又は基準省令第１０条第１号ただし書の規定に係るものに限る。）　第３号イ（イ）ｂに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
ｄ　非住宅部分（基準省令第１条第１項第１号ロの規定に係るものに限る。）　第３号イ（ウ）ｄに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	ｄ　非住宅部分（基準省令第１条第１項第１号ロの規定に係るものに限る。）　第３号イ（イ）ｃに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
１１　（略）	１１　（略）

附　則 この条例は、令和５年４月１日から施行する。	

議案第７号資料

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

１　条例改正の背景

国のエネルギー政策の基本的な方向性を示すエネルギー基本計画（第四次計画）が平成２６年４月１１日に閣議決定され、２０３０年までに新築住宅の平均でＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス：年間の一次消費エネルギーがネットでゼロとなる住宅）の実現を目指すことが明記されました。

また、国は、令和２年１０月に内閣総理大臣の所信表明演説で２０５０年カーボンニュートラルについて宣言し、その実現に向け、エネルギー消費量の約３割を占める建築物分野での省エネ対策を加速させるため、令和４年６月１７日に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」を公布しました。

これに伴い、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令が改正されたとともに、より高い省エネ性能の確保を目指す誘導仕様基準が新たに設定されたことを受け、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「低炭素法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく手続について、この基準に対応する認定申請手数料の額を新たに設定するものです。

また、国において、低炭素法に基づく低炭素建築物の認定単位が住戸単位から住棟単位に見直されたことを受け、住宅部分の申請単位を住戸の合計から床面積の合計に改めるものです。

２　改正の概要

(1)　低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（別表第１第８項関係）

ア　住宅部分の誘導仕様基準に対応する区分及び額の追加

対　象	改正前		改正後
一戸建ての住宅	標準計算による方法	➡	標準計算による方法
共同住宅・長屋	－		誘導仕様基準（追加）

※　誘導仕様基準とは、外壁、断熱材、窓又は機器等の仕様について、より高い省エネ性能となる基準を定めたもの。

※　手数料の額は、別紙１のとおり

イ　住宅部分の申請単位の変更

対　象	改正前		改正後
一戸建ての住宅 共同住宅・長屋	住戸の合計（戸数） に応じた区分	➡	床面積の合計（平方メートル） に応じた区分

ウ　非住宅部分のモデル建物法による区分及び額の追加

対　象	改正前		改正後
非住宅	標準計算による方法	➡	標準計算による方法
	－		モデル建物法（追加）

※　モデル建物法とは、標準計算による方法よりも簡易な計算方法で、入力及び審査項目が少なく、用途別のモデル（学校、ホテル、飲食店、工場等）を選択し、建物仕様及び設備機器等の性能値を入力して得た値が、モデル用途別に定められた基準値への適合性を検証する方法。

※　手数料の額は、別紙２のとおり

(2)　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（別表第１第１０項関係）

住宅部分の誘導仕様基準に対応する区分及び額の追加

対　象	改正前		改正後
一戸建ての住宅 共同住宅・長屋	標準計算による方法	➡	標準計算による方法
	－		誘導仕様基準（追加）

※　手数料の額は、別紙３のとおり

３　施行日

令和５年４月１日

別紙１

都市の低炭素化の促進に関する法律関係　手数料一覧表【低炭素建築物新築等計画】（１／２）

改正前

用途	申請戸数・床面積	適合証あり	適合証なし	
			性能基準（標準計算）	
戸建	～ 1戸	4,900円	34,000円	規定なし
共同住宅等の住宅部分※	～ 1戸	4,900円	34,000円	
	2戸以上 ～ 5戸以下	9,600円	69,000円	
	6戸以上 ～ 10戸以下	16,000円	97,000円	
	11戸以上 ～ 25戸以下	27,000円	140,000円	
	26戸以上 ～ 50戸以下	45,000円	200,000円	
	51戸以上 ～ 100戸以下	81,000円	280,000円	
	101戸以上 ～ 200戸以下	130,000円	380,000円	
	201戸以上 ～ 300戸以下	160,000円	500,000円	
	301戸以上 ～	170,000円	590,000円	
共用部分	～ 300㎡以下	9,600円	110,000円	
	300㎡超 ～ 2,000㎡以下	27,000円	180,000円	
	2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	81,000円	280,000円	
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	130,000円	360,000円	
	10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	160,000円	430,000円	
	25,000㎡超 ～	200,000円	500,000円	

改正後

追加

用途		申請床面積	適合証あり	適合証なし	
				性能基準（標準計算）	誘導仕様基準
戸建		～ 200㎡未満	4,700円	34,000円	17,000円
戸建		200㎡以上 ～	4,700円	38,000円	19,000円
戸建の住宅以外	住宅部分※	～ 300㎡未満	9,400円	69,000円	33,000円
戸建の住宅以外	住宅部分※	300㎡以上 ～ 2,000㎡未満	20,000円	120,000円	57,000円
戸建の住宅以外	住宅部分※	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	45,000円	200,000円	100,000円
戸建の住宅以外	住宅部分※	5,000㎡以上 ～	81,000円	280,000円	160,000円

【補足】
・判定機関が発行する適合証がある場合は、適合証ありの手数料。適合証がない場合は、設計・評価方法に応じた手数料
・対象面積の追加を行う場合は追加する床面積の区分による。追加以外の変更の場合は申請床面積の手数料額に1/2を乗じて得た額

※複合建築物のうち共同住宅等の住宅部分含む。

別紙２

都市の低炭素化の促進に関する法律関係　手数料一覧表【低炭素建築物新築等計画】（２／２）

改正前

用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし	
			性能基準（標準計算）	
非住宅部分※	～ 300㎡以下	9,600円	240,000円	規定なし
	300㎡超 ～ 2,000㎡以下	27,000円	380,000円	
	2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	81,000円	550,000円	
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	130,000円	670,000円	
	10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	160,000円	790,000円	
	25,000㎡超 ～	200,000円	900,000円	

改正後

追加

用途		申請床面積	適合証あり	適合証なし	
				性能基準（標準計算）	モデル建物法
戸建の住宅以外	非住宅部分※	～ 300㎡未満	9,400円	230,000円	87,000円
		300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	16,000円	290,000円	110,000円
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	27,000円	370,000円	150,000円
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	80,000円	530,000円	240,000円
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	130,000円	650,000円	310,000円
		10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	160,000円	770,000円	370,000円
		25,000㎡以上 ～	200,000円	870,000円	440,000円

【補足】
・判定機関が発行する適合証がある場合は、適合証ありの手数料。適合証がない場合は、設計・評価方法に応じた手数料
・対象面積の追加を行う場合は追加する床面積の区分による。追加以外の変更の場合は申請床面積の手数料額に1/2を乗じて得た額
※複合建築物のうち非住宅部分を含む。

別紙３

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律　手数料一覧表【向上計画認定】

改正前

用途		申請床面積	適合証あり	適合証なし	
				性能基準（標準計算）	
住宅	戸建	～ 200㎡未満	4,700円	34,000円	規定なし
		200㎡以上 ～	4,700円	38,000円	
	共同住宅等	～ 300㎡未満	9,400円	69,000円	
		300㎡以上 ～ 2,000㎡未満	20,000円	120,000円	
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	45,000円	200,000円	
		5,000㎡以上 ～	81,000円	280,000円	

用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし	
			標準入力法 主要室入力法 ＢＥＳＴツール	モデル建物法
非住宅	～ 300㎡未満	9,400円	230,000円	87,000円
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	16,000円	290,000円	110,000円
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	27,000円	370,000円	150,000円
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	80,000円	530,000円	240,000円
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	130,000円	650,000円	310,000円
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	160,000円	770,000円	370,000円
	25,000㎡以上 ～	200,000円	870,000円	440,000円

改正後

追加

用途		申請床面積	適合証あり	適合証なし	
				性能基準（標準計算）	誘導仕様基準
住宅	戸建	～ 200㎡未満	4,700円	34,000円	17,000円
		200㎡以上 ～	4,700円	38,000円	19,000円
	共同住宅等	～ 300㎡未満	9,400円	69,000円	33,000円
		300㎡以上 ～ 2,000㎡未満	20,000円	120,000円	57,000円
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	45,000円	200,000円	100,000円
		5,000㎡以上 ～	81,000円	280,000円	160,000円

用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし	
			標準入力法 主要室入力法 ＢＥＳＴツール	モデル建物法
非住宅	～ 300㎡未満	9,400円	230,000円	87,000円
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	16,000円	290,000円	110,000円
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	27,000円	370,000円	150,000円
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	80,000円	530,000円	240,000円
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	130,000円	650,000円	310,000円
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	160,000円	770,000円	370,000円
	25,000㎡以上 ～	200,000円	870,000円	440,000円

【補足】
・判定機関が発行する適合証がある場合は、適合証ありの手数料額。適合証がない場合は、市に技術審査料を含む手数料額（評価方法に応じた金額区分あり）
・300㎡未満は追加・変更の適合判定を行う場合に対応（対象面積の追加を行う場合は追加する床面積の区分による。追加以外の変更の場合は申請床面積の手数料額に1/2を乗じて得た額）
・複数棟認定申請を行う場合は、棟毎に算出した金額の総額とする